

う教学教第 253005 号
令和 4 年 12 月 9 日

学校教職員 各位
保護者 各位

うるま市教育委員会
教育長 嘉手苺 弘美
〈公印省略〉

学校生活における児童・生徒のマスク着脱及び、 給食の指導について(依頼)

平素より学校における新型コロナウイルス感染防止対策へのご理解とご協力に感謝申し上げます。
さて、マスクの着用の考え方について感染予防効果とともに、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘があります。そのさなかで「マスクができない子」や「マスクをしなくてはいけない子」について、あるいは適切な換気がなされている給食の時間での会話については、確認が十分とはいえない状況があります。

つきましては、児童生徒の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校において、下記の通り、マスクの着用が不要な場面において外すよう促すといったことを通じて、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着脱が行われるようお願いいたします。

記

【マスクの着脱について】

〈登校中〉マスクを着用する必要はありません。

〈体育の時間〉マスクを着用する必要はありません。

《室内での授業中》マスクの着用を推奨します。

〈テスト〉〈読書〉〈一斉授業〉など、〈会話の少ない場合〉は、マスクを着用する必要はありません。

【マスクができない子・マスクをしなくてはいけない子がいます】

基礎疾患、皮膚が弱い体質、感覚過敏などの特性等によりマスクの着用が困難な児童生徒がいます。また、家庭の事情によりマスクを着用する必要がある児童生徒もいます。

このような児童生徒等に対しては、マスク着用の原則にとらわれずに柔軟かつ臨機応変な対応をお願いいたします。また、マスクができない子・マスクをしなくてはいけない子に対して差別や偏見、同調圧力が生じることのないよう、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧な指導をお願いいたします。

【給食の場面における感染対策について】

適切な換気の確保や、座席配置の工夫などを行うことで児童生徒等の間で会話を行うことは可能です。ただし、大声での会話は控え、飛沫を飛ばさないようにすること。